

ご意見シート（ご提出いただいた分の回答）

議題1 令和3年度の事業経過および実績報告について（資料1～3）

項目	ご意見
資料1	Q: 医ケア通学支援事業の対象となる児童の人数と、令和3年度の事業実績を教えてください。 Q: 利用対象者数と見込み数の想定はいかがでしょうか？ A: 事業の対象児＝県立特別支援学校に在籍する医療的ケア児のうち、通学途中に医療的ケアが必要であり、年間を通じて保護者の送迎により通学している児童生徒は1人です。令和3年度は対象児童1人に補助。現時点で5回派遣し、令和4年1月末時点での実績補助額は124,780円です。 Q: 事業に対応できる訪問看護事業者および運送事業者の数を教えてください。 A: 個別支援の要素が強い事業であり、現在までに対応可能と回答をいただいている事業所数は、訪問看護3事業所、運送事業者2事業所です。各市町との契約により対応していただきますので、令和3年度に湖南市と契約している事業者は、保護者の希望があった訪問看護2事業所、運送事業者1事業所です。 Q: 医療的ケア児の通学に関わる支援事業について。①第10条（利用の回数）対象者1人あたりについて年間10回となりますが少なすぎませんか？②スクールバス（大型車）に乗車している場合もあると思いますが、その場合の支援はどうなっていますか？ A: ①利用回数は、夏休みの期間を除いた月について、月1回の支援という計算になっています。ご指摘のとおり年間10回は少ないと思いますが、実施主体は県であり、市が委託を受けて実施している事業となります。県内各市町で統一した事業実施が必要です。貴重なご意見としてお伝えしていきます。②スクールバスは本事業の対象とはなりません。スクールバスによる通学が困難な医療的ケア児に対して、保護者が個別に送迎をしていることへの負担軽減を図ることを目的としています。
資料2	Q: 地域生活支援拠点等事業に関して「甲賀圏域の先駆的な事業～」の自慢できる例があれば教えてください。 A: 資料2の項目3「甲賀ならではの・・・」のページに記載のある「甲賀圏域では全国に先駆けて、地域で暮らす障がいのある人を支援する取り組みを実践」の内容についてのご質問として回答いたします。ここでいう「先駆的な取り組み」は、「地域生活支援拠点等事業において先駆的な取り組み」ということではありません。本事業を展開するにあたり、甲賀圏域で平成8年にモデル事業として実施された「2

	4 時間対応型在宅福祉サービスモデル事業」を始め、甲賀圏域の障がい福祉サービス事業所が、それぞれの事業所でできる支援を連携しながら、地域で暮らす障がいのある人の生活を支えてきた経過があります。その良さを活かしながら、「甲賀ならではの」の「面的な協力支援体制の構築」を目指して、現在の検討を重ねているところです。 Q: 登録事業所が担う役割として、②緊急時の受け入れの実数とその内容はいかがでしょうか？ A: 事業開始の令和 2 年度から現時点まで、緊急対応として、湖南市としては 2 事例の対応がありました。対応としては、1 事例に対して 1 事業所が対応いただいたものと、1 事例に対して 2 事業所が連携していただいたものの 2 事例となっています。内容としましては、同居ご家族のご逝去に伴ってご本人に支援を行ったものと、医療受診に関しての支援を行ったものになります。日頃から利用されている通所事業所の時間延長で受け入れをしたり、自宅への訪問により支援を行っていただきました。市の要綱に添って、1 時間あたり 2,000 円の補助を行っています。甲賀湖南障害児者サービス調整会議における拠点等運営委員会においても、事業内容の確認と報告をしていただきました。
--	---

議題 2 障がい者虐待防止対策事業について（資料 4）

項目	ご意見
資料 4	Q: 相談通報受理件数の実績から、令和 2 年度の養護者による虐待の増加がみられる。コロナ禍における影響も考えられるが、5 類型から見る件数を教えてください。 A: 令和 2 年度の養護者による虐待 6 件のうち、身体的虐待 4 件、ネグレクト 2 件、経済的虐待疑い 1 件、心理的虐待 1 件です。虐待の種別が重複している場合もあります。参考までに令和 3 年度 12 月末時点 5 件の内訳は、身体的虐待 4 件、ネグレクトが 1 件、経済的虐待 1 件、心理的虐待が 3 件となっています。 Q: 虐待対応整備事業について、対応件数 0 件とありますが、相談体制は実効性があるのでしょうか？広報・啓発体制を見直す必要はありませんか？ A: 資料 4 の項目 2 「障がい者虐待防止の体制整備」についてのご指摘かと思います。ここでいう「やむを得ない措置」を行う事例というのは、虐待のコア会議を踏まえて緊急に必要な場合に対応をするものになります。資料にもありますとおり、昨年度は措置対応が 1 件ありました。幸い今年度は、措置まで至らずとも対応ができていたため、0 件となっています。措置を適用するまでに、通常のサービス決定と利用により対応ができる場合もあり、個々の事例によって判断をさせていただいています。圏域の入所施設には、月ごとの輪番制で緊急時の受け入れ体制にご協力いただいています。 また「高齢者・障がい者虐待対応支援ネット」については、高齢福祉課の方でとりま

	とめて、滋賀県弁護士会との専門的な相談契約をしています。高齢者虐待、障がい者虐待ともに、対応が難しい場合にアドバイスをいただける体制を整えています。 Q: 広報・啓発体制を見直す必要はありませんか？ Q: 市民への啓発が重要かつ関係者への虐待防止に向けての具体的対応、研修事業等実施。 A: 市民への啓発としては、窓口にて虐待防止センターの連絡先を記した啓発物品を配布しています。また市の広報にも年１回ですが、関連記事を掲載しています。企業や事業所については、資料にもありますとおり「事業所内公正採用選考・人権啓発推進訪問」の際に、パンフレット等を配布し理解促進を求めています。機会を見ての啓発に努めてはいますが、十分とは言えないため、啓発方法を工夫していきます。 年１回研修会を実施し、圏域内の事業所や支援者に広く参加を促しています。事業所としての研修会に位置付けていただいたり、個人で参加いただいたりしています。基本的な内容から、その年の状況により課題となっていることをテーマに取りあげるようにしています。少しでも関心を持って参加していただける研修会を企画できるように努めます。
--	--

議題３ 次年度の事業の概要について（資料５）

項目	ご意見
手話言語条例	意見：近年手話言語条例を制定される市町においては「障がい者の権利に関する条約」以降、手話言語も含めた意思疎通手段の選択の機会の確保及び拡大の規定に基づき、隣の甲賀市も含め、手話言語・情報コミュニケーション条例とされているところが多いが、湖南市においてはいかがでしょうか？ A: 当市では手話言語に関しては、いわゆる「いきいき条例」の中の理念および考え方で対応させていただいているとの認識でございました。ご意見のとおり、各地域で手話言語条例の制定されるところも増えています。毎年、市の聴覚障害者協会様との懇談会を実施していますが、その中でも同様のご意見・ご要望をいただいているところです。 条例化ということになると、市としての方針と、当事者様のご意見とが大事になってくると認識しています。取り組みとしては、「条例化する・しない」の前段階であり、「言語」としての「手話」と、「手段・ツール」としての「手話」についての正しく認識・理解をするところから始めたところです。意思疎通手段としての対応としては、手話通訳者の派遣事業等を「湖南市コミュニケーション事業実施要綱」に基づき対応させていただいているところです。 質問：「手話言語条例」と「各計画」の見直しに向けた準備はどこまですすんでいますか？ A: 手話言語条例については、まず庁内で職員が理解を深めるところから取り組みを

ホリデースクール事業について	始めるべく、職階別の職員研修を令和３年度に実施したばかりです。市の登録手話通訳の研修とも兼ねさせていただきました。申し訳ありませんが、条例化する検討段階にまで至っておりません。当事者の方のご意見等を十分に確認しながら、市としての方向性について検討をします。 障がい福祉計画につきましては、令和５年度に中間見直しとなりますので、次年度から策定に向けての準備を行う方向で検討しています。 意見：ホリデースクールを利用の保護者や指導員の方より「ホリデースクールをなくさないでほしい！」という相談をいただきました。社会福祉課にその旨はお伝えしましたが、重要性があると認識があるのにやめるというのは理解ができません。 A: ホリデースクール事業は、現在のような障がい福祉サービスが整う合併以前から、実施してきた事業であり高い評価を得てきました。事業の実施にあたっては、社会福祉協議会に委託し、地域の方や民生委員さん、学生ボランティア等さまざまな方に関わっていただいていた経過があります。委託事業として、実行委員会において事前準備や当日の運営等、工夫を凝らして取り組んでいただきました。障がいのある子どもたちに楽しい余暇の場を提供し、また、地域での障がいへの理解を深め、共生社会の実現に向けた一役を担ってきた役割は決して小さくありません。 一方で、有償スタッフの確保やボランティアの確保など、人材の育成及び確保にも苦慮している状況や、その中で専門的ケアの必要な子どもたちへの関わりについて対応しきれない課題もでてきていました。貴重な過ごしのある場所であるからこそ、安全な事業運営という視点も、市としては考えなければなりません。また会場やスタッフの都合上、参加いただける人数制限を設ける必要もあり、思ったようにご利用いただけない現状も発生していました。他市の状況も踏まえて、一定の役割を終え見直しの時期になったのではないかと考えております。 意見：ホリデースクールは市役所職員の研修にも活用していただいていたかと思います。障害者差別解消法ができ、障がい者の理解をしないで合理的配慮はできるのでしょうか？ A: ご意見のとおり、当市の新規採用職員や課長級研修に位置付けていました。地方公共団体の職員として、参加してもらうことで「障がい」への理解を学んでもらう場としていました。明確に義務となった合理的配慮について、言葉上だけの理解でなくその本来の意味を知るためには、日頃障がいのある人に関わる機会が少ない職員にとっては、貴重な経験であると思います。市職員には、何か別の方法で合理的配慮への理解・啓発を図っていけるよう担当課と検討していきます。
-----------------------	--

